

令和 6 年度（2024 年度）熊本県招致外国青年任用規則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この任用規則（以下「規則」という。）は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、熊本県（以下「県」という。）において語学指導等を行う外国青年（以下「参加者」という。）の勤務条件を定めることを目的とする。

2 参加者の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）そのほかの法令及び県の条例・規則（以下「法令等」という。）の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）外国語指導助手 参加者のうち語学指導に従事する者
- （2）国際交流員 参加者のうち国際交流活動に従事する者
- （3）所属長 外国語指導助手又は国際交流員が所属する組織の長
- （4）週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- （5）月 1 日に始まり当該月の末日に終わる期間

第 2 章 職務

（外国語指導助手の職務）

第 3 条 外国語指導助手は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員として、所属長の指示により、次に掲げる職務を行う。

- （1）県立学校における外国語等指導の補助
- （2）県立学校における国際理解教育の補助
- （3）県立学校における生徒の課外活動への参加及び協力
- （4）外国語教育教材の作成補助
- （5）スピーチコンテスト等の審査及び外国語教育に係る各種研修会への参加
- （6）県立学校の外国語担当教員に対する現職研修への補助
- （7）地域における国際交流活動への協力
- （8）その他所属長に指示された職務

2 県教育委員会事務局に勤務する外国語指導助手は、県教育委員会事務局における職務のほか、所属長の指示に従って県立学校及び県立教育センターを巡回し、前項各号の職務を行う。

（国際交流員の職務）

第 4 条 国際交流員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員として、所属長の指示により、次に掲げる職務を行う。

- （1）県の行う国際関係業務の補助（外国語刊行物及び県の事務に係る外国語文書等の編集・翻訳・監修、国際交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言、外国からの訪問客の接遇、イベント等の際の通訳等）
- （2）県の行う国際経済交流関係業務の補助（地域産品の海外販路拡大や外国人観光客の誘致などの国際

経済交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言等)

- (3) 県内の民間国際交流団体等に対する助言及び協力
- (4) 県の職員及び県民に対する外国語指導への協力
- (5) 地域住民の異文化理解のための交流活動及び外国人住民の生活支援活動への協力
- (6) 外国青年招致事業の補助
- (7) その他所属長に指示された職務

第3章 任用期間及びその終了

(任用期間)

第5条 参加者の任用期間は最長1年とし、その始期と終期は次に掲げる表のとおりとする。

新規	来日日程	始期		終期	
令和6年度 (2024年度) 来日者	夏来日A (7月28日)	前半	令和6年(2024年)7月29日	前半	令和7年(2025年)3月31日
		後半	令和7年(2025年)4月1日	後半	令和7年(2025年)7月28日
	夏来日B 及び少数招致国 (8月4日)	前半	令和6年(2024年)8月5日	前半	令和7年(2025年)3月31日
		後半	令和7年(2025年)4月1日	後半	令和7年(2025年)8月4日

再任用	来日日程	始期		終期	
令和5年度 (2023年度) 来日者	7月30日	前半	令和6年(2024年)4月1日	前半	令和6年(2024年)7月30日
		後半	令和6年(2024年)7月31日	後半	令和7年(2025年)3月31日
	8月6日 10月2日	前半	令和6年(2024年)4月1日	前半	令和6年(2024年)8月6日
		後半	令和6年(2024年)8月7日	後半	令和7年(2025年)3月31日
令和4年度 (2022年度) 来日者	4月 10, 17, 18日	前半	令和6年(2024年)4月1日	前半	令和6年(2024年)7月31日
		後半	令和6年(2024年)8月1日	後半	令和7年(2025年)3月31日
	7月24日	前半	令和6年(2024年)4月1日	前半	令和6年(2024年)7月24日
		後半	令和6年(2024年)7月25日	後半	令和7年(2025年)3月31日
	8月1, 14, 15, 21, 22日 10月2日 令和5(2023)年 1月23日	前半	令和6年(2024年)4月1日	前半	令和6年(2024年)7月31日
		後半	令和6年(2024年)8月1日	後半	令和7年(2025年)3月31日

再任用	来日日程	始期		終期	
令和3年度 (2021年度) 来日者	9月12, 26日	前半	令和6年(2024年)4月1日	前半	令和6年(2024年)7月31日
	10月10, 17, 25, 31日				
	11月7, 14, 28日	後半	令和6年(2024年)8月1日	後半	令和7年(2025年)3月31日
	令和4(2022)年 3月6日				
令和2年度 (2020年度) 来日者	11月27日	前半	令和6年(2024年)4月1日	前半	令和6年(2024年)8月1日
		後半	令和6年(2024年)8月2日	後半	令和7年(2025年)3月31日

- 2 前項の任用期間（注）満了後、県は、参加者として必要な能力を有するとの実証に基づき、再度1年間の再任用を行うことができるものとする。ただし、英語圏からの4月来日者及び4月来日以降の個別来日者については、初回再任用時は、来日年度の夏来日者Bの来日日の翌日から1年となる日を終期として再任用を行うことができる。

（注）JETプログラム参加者としての任用期間をいう

- （1）新規来日者においては、表のとおり
（2）再任用者のうち、令和6年(2024年)に帰国予定の者においては、前半任期の終期まで
（3）その他の再任用者においては、後半任期の始期より1年を経過する日まで
- 3 前項の規定にかかわらず、県は、引き続き5年間（英語圏からの4月来日者については、5年4ヶ月）の任用期間が経過した場合においては、再任用は行わないものとする。

（退職）

第6条 参加者は、真にやむを得ない理由により、前条の任用期間の満了前に退職しなければならないときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

（免職）

第7条 県は、参加者に次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者を免職することができる。

- （1）人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- （2）禁錮以上の刑に処せられた場合
- （3）当該参加者の担当する職務にふさわしくない行為があった場合
- （4）心身又は精神の疾患により職務に耐えられないと認められる場合
- （5）日本国憲法、法令等又はこの規則に違反した場合
- （6）勤務しない日が連続して60日（勤務しない理由が職務又は勤務による災害である場合並びに第15条第1項第5号及び第6号の休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びそれぞれの期間の満了した後の30日間を除く。）を超えた場合
- （7）応募書類に虚偽の記載があった場合

2 前項の規定にかかわらず、県は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため参加者に対して報酬を支払うことができない場合は、30日前までに予告し、又は1月分の報酬を支払って参加者を免職することができる。

第4章 報酬その他の給付

（報酬及びその計算）

第8条 参加者の報酬は、来日1年目については月額28万円（年額336万円）、2年目については月額30万円（年額360万円）、3年目については月額32万5千円（年額390万円）、4年目及び5年目については月額33万円（年額396万円）とする。源泉所得税、住民税、社会保険料については、それぞれの報酬額から参加者が負担する。

2 県立学校及び県教育委員会事務局に勤務する外国語指導助手及び国際交流員の報酬の支給日は、勤務した月の翌月の12日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

3 参加者の勤務が月の途中から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第11条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。計算過程の最後の確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 報酬の時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じた額を第11条第1項で規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、1日当たりの勤務時間に祝日法による祝日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（報酬の減額）

第9条 参加者が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項により計算した1時間当たりの額を同条第1項又は第3項の報酬から減額する。

2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月におけるすべての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。

（費用弁償）

第10条 県は、条例等の定めるところにより通勤に係る費用を弁償するものとする。

第10条の2 参加者が職務を行うために旅行したときは、県はその費用を弁償する。

2 県は、参加者の赴任及び帰国のための費用を弁償する。赴任のための費用については、在外公館の指定する本国の出発空港（以下「指定空港」という。）から成田国際空港等（入国手続を行う空港）までの渡航業務に係る空港運賃代等を県の負担金とし、県が支払うものとする。帰国のための費用については、参加者の日本国内における自宅から指定空港までの旅費額とする。ただし、帰国費用は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす参加者に対して弁償するものとする。

（1）第5条第1項の任用期間を満了すること。

（2）任用期間満了日の翌日から1か月以内に、日本において県又は第三者と任用又は雇用関係に入らないこと。

（3）任用期間満了日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、帰国のために日本を出発すること。また、所属長は参加者の帰国を確認しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責めによらない理由により任用期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国費用を弁償することができる。

4 県は、参加者が来日後早期に退職した場合、赴任のための費用の返済を求めることができる。

第 10 条の 3 県は、参加者が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

第 5 章 勤務時間、休日、休暇

(勤務時間)

第 11 条 参加者の勤務時間は、休憩時間を除き 1 週間について 35 時間とする。

- 2 所属長は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、毎日午前 8 時から午後 5 時 30 分までの範囲内で参加者の勤務時間を割り振るものとし、土曜日及び日曜日は週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、所属長は、所定の勤務時間の途中に県立学校においては 45 分、その他の所属においては 60 分の休憩時間を置くものとし、この時間は参加者が自由に使用できるものとする。
- 3 所属長は、前項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする 4 週間前の日から当該起算日の 4 週間後までの期間内にある勤務日を週休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。この場合においては、当該 4 週間を平均して 1 週間につき 35 時間を超える勤務をさせないものとする。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1 週間につき 35 時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第 12 条 次に掲げる日を休日とする。

- (1) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に定める休日をいう。）
- (2) 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間をいう。）
- 2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定したうえで、前項の休日に勤務を命ずることができる。
- 3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

- 第 13 条 参加者は、第 5 条に定める任用期間中に分割又は連続した 20 日間の年次有給休暇を取得することができる。新規来日者に対しては任用時に 10 日間を付与され、残りは 1 月 1 日（4 月期来日者については 9 月 1 日）に付与される。ただし、参加者から申し出があり、真にやむを得ないと認められる場合には、県は残りの年次有給休暇をこの期日より以前に付与することができる。再任用の際には年間分の年次有給休暇を任用開始時に付与する。
- 2 この年次有給休暇は時間単位で取得することも差し支えない。
 - 3 第 5 条に定める任用期間満了後、引き続き、県に再度任用されることとなった参加者は、任用期間の終わりに年次有給休暇の残日数がある場合は、12 日の範囲内において、次の任用期間に繰り越すことができる。
 - 4 所属長は、参加者から請求された時期に年次有給休暇を与えることが事業の円滑な運営を妨げる場合には、他の時期にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第 14 条 参加者は、病気又は負傷のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、病気休暇を取得することができる。

2 病気休暇は 1 回あたり、その開始日から起算して 10 日（勤務を要しない日及び休日を含む。以下、この項の日数において同じ。）の範囲内の期間で取得することができる。ただし、病気休暇を承認された期間と期間の間が 7 日に満たないときは、それら 2 つの期間は連続するものとみなす。

3 病気休暇は時間単位で取得することも差し支えない。

4 病気休暇は有給とする。

（特別休暇）

第 15 条 参加者は、次に定める特別休暇を取得することができる。

（1） 忌服休暇 参加者の父母、配偶者又は子が死亡した場合においては、連続する 14 日（勤務を要しない日及び休日を含む。次号の日数において同じ。）の範囲内の期間。参加者の兄弟姉妹、祖父母が死亡した場合においては、連続する 7 日の範囲内の期間

（2） 参加者本人が結婚する場合 連続する 7 日の範囲内の期間

（3） 風水震災その他の災害による参加者の現住居の損壊を事由とする休暇 被害の程度に応じて所属長が必要と認める期間

（4） 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶を事由とする休暇 当該交通途絶が解消するまでの期間

（5） 参加者が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 第 5 条第 1 項の年度において 5 日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10 日）の範囲内の期間

（6） 産前休暇 女子の参加者が 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間

（7） 産後休暇 女子の参加者が出産した場合 出産の日の翌日から 8 週間を経過するまでの期間。ただし、産後 6 週間を経過した女子の参加者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。

（8） 参加者が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの期間内における 2 日の範囲内の期間

（9） 参加者の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日以後 1 年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における 5 日の範囲内の期間

（10） 育児時間休暇 生後満 1 年に達しない生児を育てる女子の参加者については、1 日 2 回それぞれ 30 分以内又は 1 日 1 回 60 分以内の生児を育てるために必要な時間（男子の参加者にあっては、その子の当該参加者以外の親が当該参加者がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又

は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

- (11) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する参加者が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間（養育する子が複数の場合にあっては、10日とする。）
- (12) 生理休暇 生理日の就業が著しく困難な女子の参加者の場合 届け出た生理日
- (13) 女子の参加者が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (14) 参加者が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 任期中において、5日（要介護者が複数の場合にあっては、10日とする。）以内で必要と認められる期間
- (15) 介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から1年を経過するまでの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く）参加者が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ通算して93日の範囲において必要と認められる期間
- (16) 参加者（介護休暇開始予定日から93日を経過するまでの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く）が、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間（当該参加者について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間
- (17) 参加者が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき、必要と認められる期間
- (18) 妊産婦である女子の参加者が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
- (19) 妊娠中の女子の参加者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 適宜休息し、又は補食するために必要と認められる時間
- (20) 妊娠中の女子の参加者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

(21) 入国後の居住地の届け出時、在留資格の更新又は変更手続時、自動車運転免許の日本免許への切替時（初回に限る）において所属長が特に認めた場合及び学校閉庁日、官公庁への出頭時 所属長が必要と認める期間

2 前項第1号から第9号まで及び第18号から第21号の特別休暇は有給とし、第10号から第17号までの特別休暇は無給とする。

3 熊本県会計年度任用職員任用等取扱要綱（令和2年人第377号）別表第3第8号の夏季休暇について、外国語指導助手及び国際交流員には適用しない。

（育児休業）

第15条の2 養育する子が1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までに、その任期（再度任用される場合にあっては、再度任用後の者）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない参加者は、任命権者の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までの間で、職員の育児休業等に関する条例に定める日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に2回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

（1）子の出生の日から8週間を経過する日までの期間内に、参加者が当該子についてする育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のものと及び2回目のもの

（2）参加者が任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該参加者が、任期を更新され、又は任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

2 育児休業期間中は、無給とする。

（部分休業）

第15条の3 参加者が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該参加者が3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき、参加者について定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該参加者が第15条第1項第10号における保育時間又は同項第15号及び16号における介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から保育時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）、勤務時間の一部について部分休業をすることができる。

2 部分休業は、参加者について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として取得できるものとする。

3 部分休業により勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

（勤務禁止）

第16条 参加者が次に掲げる伝染性の疾病その他の疾病にかかったときは、県は当該参加者を勤務させないものとする。

（1） 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染予防の措置をしていない者

- (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく悪化するおそれのあるものにかかった者
- (3) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、勤務禁止を命じられた日から起算して 30 日に達するまでは報酬の全額を支給し、30 日を超え 60 日に達するまでは報酬の半額を支給し、60 日を超えるときは報酬を支給しない。

(休暇の手続き)

第 17 条 第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項並びに第 15 条第 1 項第 1 号から第 20 号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第 21 号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由をあらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 病気又は負傷のため連続して 3 日を超える休暇を取得する場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長が必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3 日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長が必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。

3 第 16 条第 1 項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該参加者は、速やかにその事実を所属長に届け出なければならない。

第 6 章 服務

(服務の宣誓)

第 18 条 参加者の服務の宣誓については、任用の際の服務や勤務条件に関する同意書への署名をもってこれに代える。

(職務命令に従う義務)

第 19 条 参加者は、その職務を遂行するに当たって、法令等及び上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(人事評価)

第 20 条 県は、参加者の執務について、別に定める要領に基づき人事評価を行うものとする。

(職務専念義務)

第 21 条 参加者は、任用期間を誠実に全うし、その間職務を誠実に遂行しなければならない。

2 参加者は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第 22 条 参加者は、県及び語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第 23 条 参加者は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密をもらしてはならない。退職した後も、また同様とする。

(ハラスメントの禁止)

第 24 条 参加者は、セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントを疑われる言動によって他者に不快感を与え、就業環境を害してはならない。

（営利企業等の従事制限）

第 25 条 参加者は、J E T プログラムの目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならない。

（宗教及び政治活動の制限）

第 26 条 参加者は、その勤務に関して、宗教活動又は地方公務員法が禁止する政治活動を行ってはならない。

（争議行為の禁止）

第 27 条 参加者は、同盟罷業、怠業その他の地方公務員法が禁止する争議行為をしてはならない。

（自動車運転等の制限）

第 28 条 参加者は、通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けずにその勤務のために自動車等を運転してはならない。

第 7 章 懲戒

（懲戒処分）

第 29 条 県は、参加者に次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- （1） 地方公務員法もしくは同法第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合
- （2） 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- （3） 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2 前項の各処分の内容は、次に定めるところによる。

- （1） 戒告 書面により当該行為を戒める。
- （2） 減給 1 回につき平均報酬の 1 日分の 2 分の 1 を減給する。ただし、1 月以内に 2 回以上減給する場合においても、その総額は 1 月における報酬の 10 分の 1 を上回らないものとする。
- （3） 停職 30 日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。
- （4） 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、人事委員会の認定を受けたときは、労働基準法第 20 条に規定する手当を支給しない。

第 8 章 公務災害補償等

（公務災害補償）

第 30 条 参加者は、職務又は通勤による災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）を受けた場合は、熊本県議会の議員そのほか非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年熊本県条例第 43 号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

（公務外の災害補償）

第 31 条 県は、海外旅行傷害保険契約の締結により、参加者が職務又は通勤による災害以外の災害を受け

た場合における損害補償について配慮するものとする。

附則

- 1 この規則は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。